

子どもの最善の利益を守る

スクールロイヤーの効果的な活用について

宮城県教育委員会は、文部科学省の事業である「いじめ防止等対策のためのスクールロイヤー活用に関する調査研究」に取り組みました。本事業に取り組む中で、明らかになった成果と課題を整理し、スクールロイヤーを効果的に活用するための留意点をまとめました。

1 スクールロイヤーの役割

スクールロイヤーとは、**子どもの最善の利益を守り**、子どもを取り巻く課題の解決に向けて、学校がどのように対応すべきかを、**法的な視点から**助言・指導する役割を果たす弁護士のことを言います。

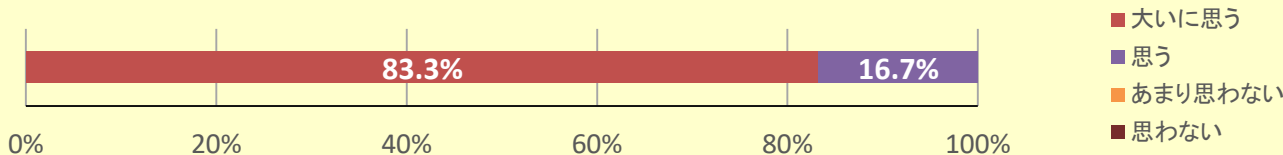
本事業においては、以下の活動に取り組みました。

- 1 児童生徒対象いじめ予防教室
- 2 教員対象いじめの対応等に係る研修会
- 3 学校・教育委員会に対する相談活動
- 4 学校におけるいじめ問題の法令に基づく対応の徹底

2 活動の実績

活動内容	実施件数 (参加人数)	備考
■いじめ予防教室	21校 (1488人)	小:17校 中:3校 高:1校
■教員研修	10件 (600人)	県教委:5回 学校:4回 市町村教委:1回
■法的相談 (定期相談・学校派遣)	相談者数 :89人 利用学校等数:61団体	相談事例 ・いじめの有無が確認できない事案への対応 ・SNSによるいじめへの対応 ・いじめの被害を訴える保護者への対応 等

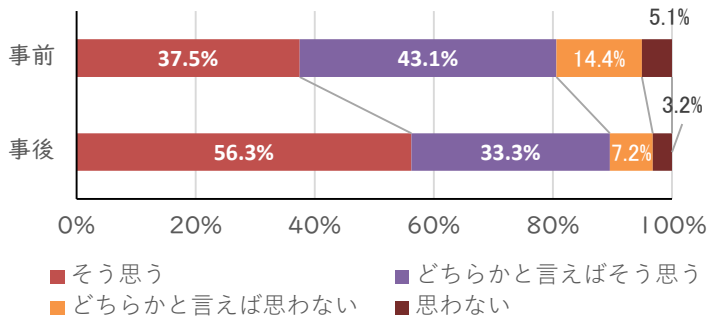
◆ 機会があればまたスクールロイヤーに相談したい



調査対象：法的相談を利用した学校

(1) いじめ予防教室

◆ いじめを生まないために何か自分にできることがある



調査対象：いじめ予防教室参加児童生徒

児童生徒の感想から

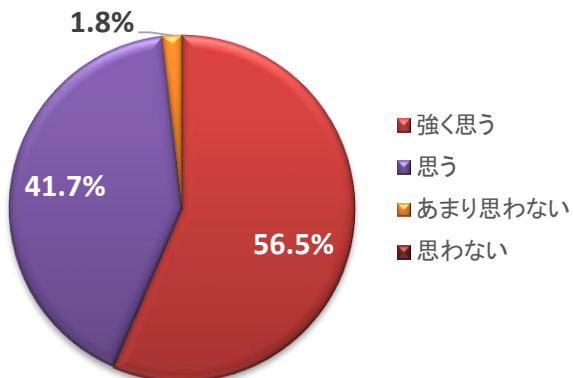
- 大きいいじめは多い水、小さいいじめは少ない水、どちらもたまっていけば心のコップからあふれていきます。心のコップから水をあふれさせないようにしなければと思いました。
- いじめはどんなことがあっても許されるものではないと強く思いました。これからの友達との関わり方についても考えさせられました。
- 無自覚にいじめていることが一番怖いと思いました。いじめる側にもいじめられる側にもなりたくない。みんなで話し合おうと思いました。

留意点

いじめ予防教室後、グラフのとおり、児童生徒のいじめに対する意識に大きな変容が見られました。しかし、児童生徒のいじめはいかなる理由があっても許されるものではないといった認識やいじめの未然防止の気運は1回の予防教室だけで醸成されるものではありません。日頃から、教員・保護者が児童生徒に対して継続的に、いじめは許されないという自覚を高め、自分ごととしていじめを生まないために何ができるかを意識させるよう働き掛けること、そして、児童生徒が主体的にいじめの未然防止の活動に取り組むことが大切です。

(2) 教員等対象研修会

◆ 本研修の内容は役に立つ



調査対象：教員等対象研修会参加教員等

参加者の意見・感想

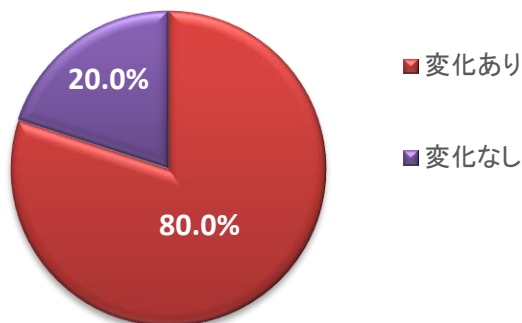
- いじめの指導や対応については、ある程度理解していたと思っていたが、浅い理解であったことを痛感した。
- 組織的対応の重要性を改めて認識するとともに、「いじめ」かどうかに重きを置き、被害を訴えている子どもが「何を求めているのか」に目が向いていなかったのではないかと自問していました。
- 児童生徒や保護者の願いや思いを踏まえた指導や支援を構築することの大切さに改めて気付かされました。

留意点

参加者から、スクールロイヤーの講話により、自校の取組や組織的対応の在り方を見直すことができたとの感想が多く寄せられました。大切なことは、研修会で得た知識や気づきを自分だけのものとせず、自校の教職員と共有することです。情報と認識を共有することで組織的対応のスタートラインに立つこととなります。決して一人で抱え込まず、日頃から情報共有を心掛け、チームとして対応できるようにしましょう。

(3) 法的相談

◆ 教職員の意識が変わり行動に変化が見られましたか



調査対象：法的相談利用教員等

相談2か月後のアンケートから

- 対応に悩んだ場合、法的な見地から助言を得られ、心理的負担が軽減されました。
- 対応について考える際、法的な視点から考えられるようになりました。
- 教育的な視点で考えることに加え、いじめ問題対策委員会においては、法的な視点で考えることを意識して話し合いが進められるようになりました。
- 学校として明確な考えを持ち、チームとして対応できるようになっています。

スクールロイヤーからのアドバイス

Q1 保護者等の要望に応える際の留意点は？

A1. 学校は、出された要望全てに対応しなければならないと考えがちですが、「学校としてしなければならないこと」、「学校ができること・できないこと」を整理することが大切です。その上で、要望に応えられないことについては、代替案を提示するなど様々な可能性を探ることが大切です。

Q2 学校の対応を伝える際の留意点は？

A2. 学校が対応の見通しをしっかりと伝えることが大切になります。学校としてできることについては、複数の選択肢を示すなどして、当事者の意見や希望も聞きながら対応を決めていくことで、信頼関係の構築や当事者の納得にも繋がると考えられます。
その際、保護者と学校だけで話を進めるのではなく、当該児童生徒本人の思いを大事にした対応をするなど、子供の利益を守ることが重要です。

Q3 資料等を作成する際の留意点は？

A3. 対応した際の記録や報告書を作成する際には、事実のみを記録しましょう。個人的な評価をすることなく、児童生徒が発したことや、対応について客観的に記載することが大切です。また、資料・報告書等については、文書管理に関する規則等に基づき、保存年限について教職員で認識を共有することが重要です。

留意点

定期相談をきっかけに継続的な相談につながった学校やサポート班Plusを利用して、異なる職種による多面的・多角的な助言を得て適切に対応した学校がありました。

今年度の相談は、解決が困難なケースがほとんどで、初期の段階での対応に課題がある場合が少なくありませんでした。初期の段階でスクールロイヤーに相談することは、その後の**法的視点によるリスク管理**が可能となり、重篤な事態になることを防ぐことにもつながります。法的相談を活用したときは、スクールロイヤーからの助言について校長をはじめとする管理職が十分理解し、その助言を基に**校長のリーダーシップ**の下に対応するとともに、関係する職員のみならず、**全職員で助言の内容について理解することが求められます。**



未然防止に向けて活用しましょう

Point

事案が起きてからスクールロイヤーを活用するのではなく、問題が起きないための日頃の取組や体制の整備などの組織的な対応について、スクールロイヤーの助言を得ることも大切です。



気になることは、些細なことでも相談しましょう

Point

些細なことでも気になることは是非相談しましょう。「これくらい」と学校で評価せず、スクールロイヤーからの法的視点に立った意見を得ることにより、安心して対応することができます。



初期の段階で相談しましょう

Point

初期の段階においてスクールロイヤーから予想されるリスクに関する助言を得ることは、迅速かつ適切な対応を可能とし、早期解決や問題の重大化・深刻化を防ぐことにつながります。



相談結果を教職員間で共有しましょう

Point

相談結果を全職員で共有したうえで、校長等管理職のリーダーシップを発揮し、組織的対応を行うことが解決への鍵となります。



継続的に相談しましょう

Point

相談は1回で終了するものばかりではありません。法に基づいた適切な対策となるよう、継続的に相談し、丁寧に対応することが必要です。